



発行
東京都

目次

40

規程（交）

○東京都交通局企業職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部を改正する規程……………一

規程（水）

○東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………二

規程（下水）

○東京都下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………三

規程（交）

●交通局規程第三十二号

東京都交通局企業職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年四月三十日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都交通局企業職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程（昭和三十四年交通局規程第九号）の一部を次のように改正する。

別表第七中

キャリア活用	三年以上	〇年以上	
キャリア活用	三年以上	〇年以上	
経験者	五年以上	三年以上	〇年以上

を
に改め、同表備

考一中「又は電気技術」を「、電気技術又はICT」に改め、同表備考六中「キャリア活用」の下に「及び経験者」を加え、同表備考六を同表備考八とし、同表備考五の次に次のように加える。

六 試験（選考）の区分が経験者の者を採用時に職務の級二級に決定する場合には、職務の級欄のうち一級を空欄、二級を「〇年以上」、三級を「三年以上」と読み替える。

七 試験（選考）の区分が経験者の者を採用時に職務の級三級に決定する場合には、職務の級欄のうち一級及び二級を空欄、三級を「〇年以上」と読み替える。

別表第十四中

キャリア活用	二級二十五号給	
キャリア活用	二級二十五号給	
経験者	一級三十七号給	

を
に改め、同表備

考二を同表備考五とし、同表備考一の次に次のように加える。

二 試験（選考）の区分が経験者の者のうち、職務の級一級の適用を受け、別表第十九における「修士課程修了」のうち標準修業年限一年の者、「専門職学位課程修了」のうち標準修業年限一年の者及び「大学専攻科卒」の区分の適用を受ける者については、初任給欄の号給を一級四十号給と、職務の級一級の適用を受け、同表における「博士課程修了」及び「修士課程修了」のうち標準修業年限二年以上の者、「専門職学位課程修了」のうち標準修業年限二年以上の者並びに「大学六卒」の区分の適用を受ける者については、初任給欄の号給を一級四十三号給とする。

三 試験（選考）の区分が経験者の者のうち、職務の級二級の適用を受ける者につ

いては、初任給欄の号給を二級二十五号給とする。

四 試験（選考）の区分が経験者の者のうち、職務の級三級の適用を受ける者については、初任給欄の号給を三級二十九号給とする。

附 則

この規程は、令和六年五月一日から施行する。

規 程（水）

●東京都水道局管理規程第十五号

東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年四月三十日

東京都水道局長 西 山 智 之

東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の給与に関する規程（昭和三十四年東京都水道局管理規程第十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項ただし書中「キャリア活用」を「級別資格基準表の試験（選考）欄の区分がキャリア活用及び経験者」に改める。

第十八条に次の一項を加える。

3 職員を降格させた場合で当該降格が二級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前二項の規定の適用については、それぞれ一級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

別表第一の三イの部キャリア活用の項の次に次のように加える。

経 験 者	五年以上	三年以上	〇年以上
-------	------	------	------

別表第一の三イの項の表備考1中「キャリア活用」の下に「経験者」を加え、同表備考7中「キャリア活用」の下に「及び経験者」を加え、同表中備考7を備考9とし、備考6の次に次のように加える。

7 試験（選考）の区分が経験者の者を採用時に職務の級二級に決定する場合には、職務の級欄のうち一級を空欄、二級を〇年以上、三級を三年以上と読み替える。

8 試験（選考）の区分が経験者の者を採用時に職務の級三級に決定する場合には、職務の級欄のうち一級及び二級を空欄、三級を〇年以上と読み替える。

別表第三事務及び技術職員の項を次のように改める。

事務及び技術職員					キャリア活用 水道局給料表(一)
Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	経 験 者	
類	類	類	類		
		B	A		
					二級二十五号給
					一級三十七号給
					一級三十七号給
					一級二十九号給
					一級十七号給
					一級五号給

別表第三中備考6を備考9とし、備考5を備考8とし、備考4を備考7とし、備考3の次に次のように加える。

4 職種及び試験（選考）の区分が事務及び技術職員かつ経験者の者のうち、職務の級一級の適用を受け、経験年数起算表における「大学専攻科卒等」の区分の適用を受けるものについては、初任給欄中「一級三十七号給」とあるのは「一級四十号給」と、職務の級一級の適用を受け、同表における「修士課程修了等」の区分の適用を受けるものについては、初任給欄中「一級三十七号給」とあるのは「一級四十三号給」とする。

5 職種及び試験（選考）の区分が事務及び技術職員かつ経験者の者のうち、職務の級二級の適用を受けるものについては、初任給欄の号給を二級二十五号給とする。

6 職種及び試験（選考）の区分が事務及び技術職員かつ経験者の者のうち、職務の級三級の適用を受けるものについては、初任給欄の号給を三級二十九号給とする。

別表第四の二キャリア活用の項の次に次のように加える。

経 験 者	二年	二年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	九年
-------	----	----	----	----	----	----	----	----	----

別表第四の二備考3中「別表第三水道局初任給基準表」を「初任給基準表」に改め、同表備考に次のように加える。

4 初任給基準表の備考5に定める初任給の適用を受ける者の学歴免許等欄に掲げる年数は、学歴免許等に適用される年数に「修士課程修了等」にあつては三年を、

「大学専攻科卒等」にあつては四年を、「大学四卒」、「短大三卒」、「短大二卒」、「高校専攻科卒」、「高校三卒」、「高校二卒」及び「中学卒」にあつては五年を加えた年数とする。

5 初任給基準表の備考6に定める初任給の適用を受ける者の学歴免許等欄に掲げる年数は、学歴免許等に適用される年数に「修士課程修了等」にあつては六年を、「大学専攻科卒等」にあつては七年を、「大学四卒」、「短大三卒」、「短大二卒」、「高校専攻科卒」、「高校三卒」、「高校二卒」及び「中学卒」にあつては八年を加えた年数とする。

附則

この規程は、令和六年五月一日から施行する。

規程（下水）

●東京都下水道局管理規程第十三号

東京都下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年四月三十日

東京都下水道局長 佐々木 健

東京都下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の給与に関する規程（昭和三十七年東京都下水道局管理規程第十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二中「別表第一の三及び別表第一の四に定める」を削る。

第十三条第二号ただし書中「キャリア活用」を「級別資格基準表の試験（選考）欄の区分がキャリア活用及び経験者」に改める。

別表第一の三キャリア活用の項の次に次のように加える。

経	験	者	五年	三年	〇年
---	---	---	----	----	----

別表第一の三備考1中「キャリア活用」の下に「経験者」を加え、同表備考5中「キャリア活用」の下に「及び経験者」を加え、同表中備考5を備考7とし、備考4の

次に次のように加える。

5 試験（選考）の区分が経験者の者を採用時に職務の級二級に決定する場合には、職務の級欄のうち一級を空欄、二級を「〇年」、三級を「三年」と読み替える。

6 試験（選考）の区分が経験者の者を採用時に職務の級三級に決定する場合には、職務の級欄のうち一級及び二級を空欄、三級を「〇年」と読み替える。

別表第三事務技術の項を次のように改める。

事務技術		キャリア活用	下水道局企業職給
経験者	類	料表(一)	二級二十五号給
	I 類 A		一級三十七号給
	I 類 B		一級二十九号給
	II 類		一級十七号給
III 類			一級五号給

別表第三中備考5を備考8とし、備考4を備考7とし、備考3を備考6とし、備考2を備考5とし、備考1の次に次のように加える。

2 試験（選考）の区分が経験者の者のうち、職務の級一級の適用を受け、経験年数起算表における「大学専攻科卒等」の区分の適用を受けるものについては、初任給の欄中「一級三十七号給」とあるのは「一級四十号給」と、職務の級一級の適用を受け、同表における「修士課程修了等」の区分の適用を受けるものについては、初任給の欄中「一級三十七号給」とあるのは「一級四十三号給」とする。

3 試験（選考）の区分が経験者の者のうち、職務の級二級の適用を受けるものについては、初任給欄の号給を二級二十五号給とする。

4 試験（選考）の区分が経験者の者のうち、職務の級三級の適用を受けるものについては、初任給欄の号給を三級二十九号給とする。

別表第四の二キャリア活用の項の次に次のように加える。

経	験	者	二年	二年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	九年
---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----

別表第四の二備考3中「別表第三下水道局企業職初任給基準表」を「初任給基準表」に改め、同表備考に次のように加える。

4 初任給基準表の備考3に定める初任給の適用を受ける者の学歴免許等欄に掲げる年数は、学歴免許等に適用される年数に「修士課程修了等」にあつては三年を、「大学専攻科卒等」にあつては四年を、「大学四卒」、「短大三卒」、「短大二卒」、「高校専攻科卒」、「高校三卒」、「高校二卒」及び「中学卒」にあつては五年を加えた年数とする。

5 初任給基準表の備考4に定める初任給の適用を受ける者の学歴免許等欄に掲げる年数は、学歴免許等に適用される年数に「修士課程修了等」にあつては六年を、「大学専攻科卒等」にあつては七年を、「大学四卒」、「短大三卒」、「短大二卒」、「高校専攻科卒」、「高校三卒」、「高校二卒」及び「中学卒」にあつては八年を加えた年数とする。

附 則

この規程は、令和六年五月一日から施行する。

行 東 京 都
東京都市西新宿三丁目八番一
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価
本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
三 鈴 印 刷 株 式 会 社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一
電話 〇三(五二七六)〇八一(代)

郵便番号
101-0051